

全国水平社創立 90 周年によせて

社会問題としての部落問題の基本的な解決を図る

全国地域人権運動総連合議長 丹波正史

はじめに

今年是全国水平社創立 90 周年にあたる。私はこのうちの半世紀近くを部落解放運動に携わってきた。運動に参画しだした頃はまだ同和事業も取り組まれず、劣悪な生活環境、悲惨な生活実態が身の回りに存在し、差別行為を受ける者も少なからずいた。だがこの半世紀の間に見違えるような変化を生み出し、社会問題としての部落問題の基本的な解決を図る状況にまで至らせた。この原動力は何であったのかを考えてみたい。

水平社の誕生

全国水平社は 1922 年 3 月 3 日に創立された。水平社の誕生は明治以降の部落住民自身のたたかいから必然的に生み出され、米騒動以後の労働・農民運動、社会主義運動などの発展と、それと結合した部落住民の人的自覚、民主的力の成長がこれを可能にした。創立大会で出された宣言は、社会の底辺から突きつけられた人間としての「権利宣言」として、非人間的な身分秩序の上にそびえ立つ政治権力に重大な打撃を与えるものとなった。また部落住民に対する人権侵害を鋭く告発することによって、わが国の民主主義運動にとって人間平等の課題の重要性を明確に意識させることになった。

運動の最大の成果は何であったか

水平社創立の今日的意義はなんと言っても一世紀にも満たない間で「もっとも深刻にして重大な社会問題」（「同和对策審議会答申」1965 年）としての部落問題を基本的に解決したことである。この点にこそ水平社創立の今日的意義があるし、これまでの部落解放運動の最大の成果と言える。

社会問題を解決していくには、その問題での国民的な世論と合意が必要であり、その上に政治権力による政策的な展開と予算措置が実施されなければならない。33 年間に及ぶ同和事業の実施は、いまから考えれば戦後政治の中でもある面で突出した政策展開と言える。このことがなぜ可能になったかは戦前の運動と大きくかかわっている。

今は亡き長谷川正安名古屋大学名誉教授は、私に「部落解放運動が国から予算を引き出してこれるのは戦前の先輩たちのはげしい闘争が存在したからだ」とよく言っていた。このことは社会問題としての部落問題の解決を考える上で非常に重要な意味を含んでいると思われる。非人間的な生活実態と部落住民に対する差別、排除、障壁は新しい憲法が制定されてもお蔵として存在していた。こうした状況を打開した根底には戦前の水平運動の役割が無視できない。

水平社が誕生した当時の社会状況は、専制的支配のもとで自由と平等、民主主義を求め運動に対してきびしい政治的弾圧が繰り返されていた。これに対して水平運動はさまざまな弱点を内に持ちながらも、日本近代史の上で輝かしい人民闘争の一翼を担い、勇猛果敢にしかも粘り強く運動が展開された。また同時に、北原泰作の昭和天皇への直訴事件

にみられるように、一般的には考えられない差別撤廃を求める特異な運動展開も繰り広げられた。こうした運動は当時の支配権力に大きな衝撃を与えるものとなった。

この特異性からくる権力へのインパクトと、部落差別に苦しめられてきた屈辱感からくる瞬発力をもつ部落解放運動が、労働運動などの社会進歩をめざす運動と結びつき、社会変革の一翼を担うことを当時の支配階級はもっとも恐れていた。

この戦前の経験から学んだ戦後の政治権力は部落解放運動の高揚とともに、自民党政権としては異例とも言える対応措置を展開することになった。この結果、15兆円とも16兆円ともいえる膨大な同和事業費が費やされ、部落住民の努力、自立への営みとも相まって非人間的な生活実態の改善、周辺地域との生活上の格差の是正が実現した。ただ歴史は単純な一直線ではなく、複雑に糸が絡み合いながら、ある意味で先手を打つかのような対応で政治権力は同和事業に取り組み、その代償として部落解放運動の内部に「部落民以外すべて差別者」とする部落排外主義の勢力を台頭させることを担保として確保した。これは部落解放運動にとって大きな負の遺産を持つことになった。

水平運動の性格と特徴

ここで水平運動の特徴を紹介しておくのも時代の移り変わりから意味あることだと思う。ここでは故馬原鉄男「部落解放運動の70年」を参考にしながら私流にまとめておこう。

地域住民運動の性格＝水平社は部落の労働者、農民のみならず資本家も含めた地域単位、地域ぐるみの運動として展開された。

勤労人民との連帯＝この中で部落外の労働者や農民との連帯を追求し、差別の障壁を打ち破る取り組みも行われた。

権利獲得の組織＝低位で劣悪な生活実態が差別観念を助長しているとし、生活実態の改善、差別待遇の撤廃など、諸要求の結集と実現の取り組みが部落委員会活動として実施された。

国家権力との闘争＝軍隊内での差別事件に対するたたかいや不当な差別を容認する裁判所に対するたたかいも果敢に展開された。

差別糾弾闘争は、水平社宣言とともに採択された決議では「侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す」とし「徹底的糾弾」を運動の基本戦術にした。初期の糾弾論は、部落差別の本質を一部の無理解な人々の偏見としてとらえ、その言動を糾弾することによって差別観念を払拭し、民主的な水平社会、平等な社会をめざした。しかし差別者個人に対する徹底的糾弾は、一般国民に水平社に対する恐怖心を与え、かえって新たな偏見をもたらすものとなった。「徹底的糾弾」は運動の停滞を招き、運動を食い物にする者たちを生み出し、その歴史的役割と限界が明確になった。そして運動の方向性を差別者個人にとどめず、それを根底から支える権力そのもの、つまり「差別観念の基礎」に対するたたかいに転換させていった。

水平運動は人民的融和論の登場で戦前最高の理論水準に至った。この理論は部落委員会活動の発展の中から創造された水平運動独自の理論である。「徹底的糾弾」の教訓から、支配階級の差別と支配階級によって利用されている民衆の差別とを区分し、後者は勤労国民内部の矛盾としてとらえ、それについては宣伝・説得によって解決し、階級的連帯＝階

級的融和を実現するための契機にする方向性が打ち出された。このもとで人民的融和論が展開されるに至った。

人民的融和は、部落差別を就職・居住・結婚などの市民的自由が侵害されている問題と位置づけ、このような民主的権利獲得のたたかいを通じて、部落大衆と人民諸階層との連帯と融和を図り、天皇制支配を打ち破り、日本の民主化を実現することによって部落問題の解決を図ろうとした理論である。

戦後の部落解放運動が受け継ぐべき多くの内容がこのように水平運動の中で教訓化され、運動の血となり肉となっていく。水平運動はこのように部落問題解決の道筋の大枠を示すとともに、戦前の暗黒支配の中でその理論的な内容が実践的に鍛え上げられていった。

部落解放から地域人権へ

いま全国人権連は部落解放から地域人権への流れを打ち出し、この運動の定着と広がりをめざしている。地域人権は、旧部落を含めた地域社会全体を視野に入れた住民の権利の擁護と発展をめざし、地域住民運動として日本社会での社会進歩の一翼を担う力量を兼ね備えた運動体として成長しようとしている。全国人権連は、地域人権の羅針盤となりうる「地域権利憲章」の策定にも取りかかり、運動全体の底上げと飛躍的な前進の契機にしようとしている。

あと 10 年で全国水平社創立 100 周年を迎える。それに向けて何よりの贈り物は全国人権連が日本社会で大きな社会的な役割を担い、社会進歩をリードする勢力にまで成長することである。そのためには時代の変化に敏感に対応し、広大なネットワークを構築することである。私もその実現に傾注したいと決意している。